

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和5年12月4日	株式会社YKライン(法人番号8120901031735)代表者國友 洋平	大阪府高槻市唐崎北3丁目19番4号	本社	大阪府高槻市下田部町1丁目3番18号	輸送施設の使用停止処分(70日車)	貨物自動車運送事業法第9条第3項前段	令和5年1月24日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。13件の違反が認められた。(1)事業計画変更事前届出違反【各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号、第2号)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6項)、(4)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(5)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(6)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(7)(8)業務の記録違反【記録】(記載事項等の不備)(安全規則第8条)、(9)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(10)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(11)運行管理者補助者の要件違反(安全規則第18条第3項)、(12)健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(貨物自動車運送事業法施行規則第14条第2号)、(13)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	11	7
令和5年12月5日	有限会社秀吉(法人番号8120002077323)代表者土肥 健久	大阪府大東市御領3丁目879	大東	大阪府大東市御領3丁目879	輸送施設の使用停止処分(60日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和5年4月25日及び同年5月1日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。6件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)整備不良車両等【不正改造のもの】(安全規則第3条の3、道路運送車両法第40条～43条、第47条)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(5)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(6)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	6	6

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和5年12月5日	みのり運輸株式会社(法人番号4011701007667)代表者坂本 京子	東京都江戸川区西葛西2-1-2	尼崎	兵庫県尼崎市武庫川町1-3	輸送施設の使用停止処分(20日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和5年5月24日、重傷事故を引き起こしたことを端緒に監査を実施。8件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【営業所の位置(運輸局長が指定する区域外に限る。)の違反】(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第2号)、(2)事業計画変更認可違反【乗務員等の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違反】(施行規則第2条第1項第6号)、(3)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(4)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(5)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(6)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(7)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(8)指導監督告示による運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存【記録】(安全規則第10条第1項)	2	2
令和5年12月8日	株式会社三幸流通(法人番号4160001008964)代表者小川 あい子	滋賀県彦根市川瀬馬場町249番地1	本社	滋賀県彦根市川瀬馬場町249番地1	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和5年10月5日、死亡事故を引き起こしたことを端緒に監査を実施。6件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(3)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(5)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(6)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	0	0
令和5年12月11日	ミリオン運輸株式会社(法人番号3120901015081)代表者本田 祥乃	大阪府守口市八雲東町2丁目82番21	本店	大阪府守口市八雲東町2丁目82番21	輸送施設の使用停止処分(60日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号	令和5年4月27日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の3、道路運送車両法第48条)、(2)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の5)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)	6	6

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和5年12月12日	株式会社村上商店(法人番号7120101035109)代表者村上 勇次	大阪府和泉市府中町1-6-5	本社	大阪府和泉市府中町1-6-5	輸送施設の使用停止処分(120日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和4年11月11日及び令和5年3月3日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。12件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【営業所の位置(運輸局長が指定する区域外に限る。)の違反】(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第2号)、(2)事業計画変更認可違反【乗務員等の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違反】(施行規則第2条第1項第6号)、(3)事業計画変更事前届出違反【各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反】(施行規則第6条第1項第1号)、(4)事業計画変更事後届出違反【主たる事務所の名称及び位置の変更違反】(施行規則第7条第1項第1号)、(5)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(6)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の5)、(7)点呼の記録違反【記録】(安全規則第7条第5項)、(8)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(9)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(10)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(11)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)、(12)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	12	12
令和5年12月13日	有限会社大成運輸(法人番号4140002032701)代表者小林 和彦	兵庫県宍粟市山崎町野々上532番地2	本社営業所	兵庫県宍粟市山崎町野々上532番地2	輸送施設の使用停止処分(20日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項1号	令和5年4月19日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。8件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)運転者等台帳【作成】(安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(6)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(7)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(8)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	2	2

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和5年12月14日	有限会社KYS物流(法人番号8130002031700)代表者原賢一	京都府八幡市川口萩原	本社	京都府八幡市八幡三反長8番地22	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和5年9月28日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。6件の違反が認められた。(1)点呼の実施違反【未実施】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(3)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(4)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(5)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(6)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	0	0
令和5年12月18日	谷山 讓	奈良県北葛城郡王寺町南元町3丁目5-1	谷山商事本店	奈良県北葛城郡王寺町南元町3丁目5番1号	輸送施設の使用停止処分(20日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和5年4月25日及び同年5月11日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の5)、(3)点呼の記録違反【記録】(安全規則第7条第5項)、(4)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(5)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	2	2
令和5年12月19日	株式会社シバテック(法人番号2150001015492)代表者柴田 和紀	奈良県五條市丹原町212-2	本社	奈良県五條市野原中2丁目8-26	輸送施設の使用停止処分(20日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号	令和5年5月23日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の5)、(2)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	2	2
令和5年12月20日	川田配送サービス株式会社(法人番号1120001169383)代表者川田 房輝	大阪府大阪市淀川区宮原1丁目2番10号	本社営業所	大阪府茨木市島4丁目23番3号	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置行為)が過去1年以内に3件に達した。(1)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
令和5年12月21日	株式会社エスエスライン(法人番号4120901027885)代表者山本 隆一	兵庫県伊丹市森本五丁目57番地7	本社	兵庫県伊丹市森本五丁目57番地7	輸送施設の使用停止処分(10日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号	令和5年5月26日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の5)、(2)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(3)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	1	1